

## ●松田町外から転入された方

松田町へ転入届を提出した日	投票できる市区町村
令和4年12月30日以前	松田町
令和4年12月31日以降	転入前の住所地「引き続き証明書」が必要(※)

## ●松田町から神奈川県外へ転出された方

**県内に住所がないため、投票できません。**

## ●松田町から県内の市町村へ転出された方

松田町から実際に転出した日	新住所地に転入届を出した日	投票できる市区町村
令和4年12月8日以前	令和4年12月30日以前	新住所地
	令和4年12月31日以降	<b>投票できません</b>
令和4年12月9日以降	令和4年12月30日以前	新住所地
	令和4年12月31日以降 松田町の選挙人名簿に登録のある方	松田町「引き続き証明書」が必要(※)
	松田町の選挙人名簿に登録のない方	<b>投票できません</b>

※<引き続き証明書> 転入または転出時などに、申し出により発行されるA4サイズの証明書になります。投票の際は、市区町村が発行する「引き続き証明書」をご提示いただくか、「引き続き証明書」がない場合は引き続き県内に住所を有することについての確認を受けることが必要になりますのでご注意ください。なお、「引き続き証明書」は、県内の最寄りの市町村窓口にて交付を受けることができます。

### ●不在者投票

不在者投票の主な対象は、選挙当日に投票できない方で8ページの期日前投票票を利用できない方です。主に次のような事例が該当します。

#### ①滞在先(町外)の選挙管理委員会での投票

松田町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の交付を受けた後に、滞在先の選挙管理委員会へ持参し、投票してください。なお、投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会に郵送されます。4月9日(日)午後8時までには必着ですので、手続きはお早めにお願います。

#### ②病院などで投票

神奈川県選挙管理委員会が指定した病院などに、入院または入所中の方が対象となります。入院または入所先の病院などで投票の依頼をして、不在者投票してください。

#### ③郵便などで投票

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方のみ)または介護保険法の区分が要介護5の方は、町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。交付まで時間がかかる場合がありますので、お急ぎください。また、すでに交付を受けている方で、郵便などによる不在者投票を希望する方は、請求期限である4月5日(水)までに投票用紙を請求してください。

### ●投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

投票所では、有権者の皆さまが安心して投票できるように、次のとおり感染・まん延防止対策に取り組んでいます。選挙を実施します。

#### ●投票所での対策

○投票所にアルコール消毒を設置します。

○投票管理者・立会人、投票所職員はマスクを着用し、アクリル板やビニールシートにより飛沫防止対策を行います。

○定期的な換気し、記載台や鉛筆などを消毒します。

#### ●皆さまへのお願い

○マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。  
○発熱など体調の悪い方は、係員にご相談ください。  
○周りの方との距離を保つようにお願いします。

#### ●新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などされている方へ

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

詳細は、次の二次元コードから町公式サイトをご覧ください。町選挙管理委員会へお問い合わせください。



詳細はこちら